

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	
※ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）及び航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）（同法附則第一条第四号に掲げる規定を除く。）による改正後のもの	1
○ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）	3
○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）	11
○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）	11
※ 航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）による改正後のもの	11
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	13
○ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）	14
○ 航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）（抄）	15
○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	16
○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）（抄）	17
※ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）による改正後のもの	17
○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）（抄）	18
※ 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）による改正後のもの	18

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

※ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）及び航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）（同法附則第一条第四号に掲げる規定を除く。）による改正後のもの

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	航空機の登録（第三条―第九条）
第三章	航空機の安全性（第十条―第二十一条）
第四章	航空従事者（第二十二条―第三十六条）
第五章	航空路、空港等及び航空保安施設（第三十七条―第五十六条の五）
第六章	航空機の運航（第五十七条―第九十九条）
第七章	航空運送事業等（第一百条―第一百五十五条）
第八章	外国航空機（第一百二十六条―第一百三十一条の二）
第九章	危害行為の防止
第一節	危害行為防止基本方針等（第一百三十一条の二の二―第一百三十一条の二の四）
第二節	保安検査等（第一百三十一条の二の五・第一百三十一条の二の六）
第十章	無人航空機
第一節	無人航空機の登録（第一百三十一条の三―第一百三十一条の十四）
第二節	無人航空機の飛行（第一百三十二条―第一百三十二条の三）
第十一章	雑則（第一百三十三条―第一百三十七条の四）
第十二章	罰則（第一百三十八条―第六十二条）
	附則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（空港等又は航空保安施設の変更）

第四十三条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設について国土交通省令で定める航空の安全のため特に重要な変更を加えようとするとき（空港等の標点の位置を変更しようとするときを含む。）は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

(事業計画の変更)

第九十条 本邦航空運送事業者は、事業計画の変更（第三項及び第四項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(航空運送事業基盤強化方針)

第百十一条の七 国土交通大臣は、世界的規模の感染症の流行その他の本邦航空運送事業者を取り巻く環境の著しい変化により、本邦航空運送事業者が経営する航空運送事業に甚大な影響が生じ、我が国の国際航空輸送網及び国内航空輸送網の形成に支障を来すおそれがあると認められる事態（以下「甚大影響事態」という。）が発生した場合においては、利用者の利便に対する重大な影響を回避するとともに、安全かつ安定的な輸送を確保するため、当該甚大影響事態に対処するための航空運送事業の基盤強化に関する方針（以下「航空運送事業基盤強化方針」という。）を定めなければならない。

2 航空運送事業基盤強化方針においては、当該甚大影響事態に対処するため、定期航空旅客運送事業者（本邦航空運送事業者であつて、路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客の運送を行う航空運送事業を営むものをいう。以下同じ。）が経営する航空運送事業に關し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 航空運送事業の基盤強化の意義及び目標に関する事項

二 航空運送事業の基盤強化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

三 航空運送事業の実施に關連して必要となる空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

四 航空運送事業の基盤強化のために定期航空旅客運送事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、政府が実施する具体的施策その他の定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な事項

3 (略)

(航空運送事業基盤強化計画)

第百十一条の八 定期航空旅客運送事業者は、前条第一項の規定により航空運送事業基盤強化方針が定められたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航空運送事業基盤強化方針を踏まえ、当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化に関する計画（以下「航空運送事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通大臣に届け出なければならぬ。同条第五項の規定により航空運送事業基盤強化方針が変更されたときその他必要があると認める場合にこれを変更するときも、同様とする。

2 航空運送事業基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化の目標
- 二 当該定期航空旅客運送事業者による航空機の運航に関し必要な事項
- 三 当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の甚大影響事態における経営の状況を踏まえ、その継続を図るために必要な事項
- 四 当該定期航空旅客運送事業者による輸送の安全の確保に関し必要な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該定期航空旅客運送事業者が講ずる具体的措置その他の当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な事項

3 (略)

附 則

(令和四年三月三十一日までの間における航空運送事業基盤強化方針等の特例)

第五条 国土交通大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、令和四年三月三十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等（空港法第六条第一項に規定する滑走路等をいう。）の使用に係る料金の軽減又は免除（第一号及び第二号において「令和三年度の料金減免」という。）を行う場合において、当該影響が甚大影響事態として認められ、同日までに第百十一条の七第一項の規定により航空運送事業基盤強化方針を定めるときは、当該航空運送事業基盤強化方針において、同条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 令和三年度の料金減免の内容に関する事項
- 二 令和三年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項
- 2 前項の場合における第百十一条の八第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び附則第五条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項」とする。

○ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	空港管理者（第四条・第五条）
第三章	工事費用の負担等（第六条―第十一条）
第四章	空港の管理等
第一節	通則（第十二条―第十四条）
第二節	空港機能施設事業（第十五条―第二十三条）
第五章	雑則（第二十四条―第三十六条）
第六章	罰則（第三十七条―第四十四条）
附則	

（目的）

第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。

（空港の設置及び管理に関する基本方針）

第三条 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項
 - 二 空港の整備に関する基本的な事項
 - 三 空港の運営に関する基本的な事項
 - 四 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項
 - 五 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項
 - 六 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項
- 3 基本方針は、空港の設置及び管理を行う者（以下「空港管理者」という。）、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

- 4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。ただし、交通政策審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。
- 5 関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- 6 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(第四条第一項第六号に掲げる空港における工事費用の負担等)

- 第六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設(以下「滑走路等」という。)の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地(以下単に「空港用地」という。)の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

- 2・3 (略)

(協議会)

- 第十四条 空港管理者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 (略)

- 二 次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者、航空運送事業者(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。)その他の事業者であつて当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる者

三 (略)

- 3 第一項の規定により協議会を組織する空港管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

- 5〜7 (略)

(認可等の条件)

- 第二十四条 国土交通大臣は、この法律に規定する認可、指定又は許可(次項において「認可等」という。)に条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件又は期限は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(土地等の帰属)

第二十五条 第六条第一項若しくは第八条第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は同条第四項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港にあつては国に、地方管理空港にあつては当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

(国有財産の無償貸付)

第二十六条 普通財産である国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条の国有財産をいう。次条において同じ。)で地方管理空港の範囲内にあるものは、同法第二十二条の規定にかかわらず、当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に無償で貸し付けることができる。

(不用となつた国有財産の譲与)

第二十七条 国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港又は地方管理空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該空港の範囲内又は当該空港の範囲から除かれた区域内に存する不用となつた土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を、当該空港又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。

(東京国際空港の特例)

第二十八条 国は、東京国際空港緊急整備事業(東京国際空港における滑走路、着陸帯、誘導路及び照明施設の新設の工事並びにこれらに附帯する工事に係る事業で、国土交通大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したものをいう。次条において同じ。)の円滑な推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

第二十九条 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、国に対し、東京国際空港緊急整備事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による資金の貸付けを受けようとするときは、毎年度、あらかじめ、当該年度の東京国際空港緊急整備事業の内容及びこれに要する費用について、同項の地方公共団体と協議するものとする。

第三十条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、東京国際空港における航空機の発着回数その他の同空港の供用の条件に関し、前条第一項の規定により資金を貸し付けている地方公共団体から意見を聴くものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により地方公共団体から意見を聴いた場合において、必要があると認めるときは、東京国際空港の供用の条件に

関し適当と認める措置を講ずるものとする。

(北海道の特例)

第三十一条 国は、北海道の区域内の国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港又は地方管理空港の設置及び管理に要する費用については、政令で定めるところにより、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助をすることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第三十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第三十三条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、基本方針に即し、空港管理者、指定空港機能施設事業者その他の空港の設置又は管理と密接な関連を有する者に対し、当該空港の効果的かつ効率的な設置及び管理を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(権限の委任)

第三十四条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方航空局長に行わせることができる。

2 地方航空局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の事務所の長に行わせることができる。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届け出た着陸料等によらないで、着陸料等を收受した者
- 三 第十三条第二項の規定による命令に違反して、着陸料等を收受した者
- 四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員（法人でない指定空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第三項の規定による届出をしないで、又は届け出た旅客取扱施設利用料によらないで、旅客取扱施設利用料を收受したとき。
- 二 第十六条第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を收受したとき。

第三十九条 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十九条の規定による命令に違反したとき。
- 二 第二十条の規定に違反して、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

第四十二条 第十二条第一項の規定に違反して、空港供用規程の公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第四十三条 第十六条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした指定空港機能施設事業者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

第四十四条 第二十三条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、百万円以下の罰金又は百万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

附 則

(共用空港における基本方針等)

第二条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、共用空港(自衛隊の設置する飛行場及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本政府又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の用に供するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする。

2 (略)

(自衛隊共用空港における工事費用の負担等)

第三条 (略)

2 (略)

3 第六条第二項及び第三項、第七条、第九条、第二十七条並びに第三十一条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び同条第三項において準用する前項」と、第七条第一項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第二十七条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担した都道府県」と、第三十一条中「第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第九条第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

(共用空港における空港機能施設事業等)

第五条 第十五条から第二十二条まで、第三十二条及び第三十三条の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「国管理空港(第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定共用空港機能施設事業者(共用空港において空港機能施設事業を行う者であ

つて、前項において準用する第十五条第一項の規定による指定を受けたものをいう。以下この条において同じ。）の役員（法人でない指定共用空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下この条において同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一 前項において準用する第十六条第三項の規定による届出をしないで、又は届け出た旅客取扱施設利用料によらないで、旅客取扱施設利用料を收受したとき。

二 前項において準用する第十六条第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を收受したとき。

三 前項において準用する第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前項において準用する第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項第三号又は第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

4・5 (略)

(地方管理空港における工事費用の負担等の特例)

第六条 地方公共団体は、当分の間、第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その管理する地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事及び当該工事と併せて施行されるべき着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事並びに当該空港と他の地点との間の路線における予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができるものとして政令で定める照明施設に改良する工事及び当該工事と併せて施行されるべき空港用地の造成又は整備の工事を施行することができる。

2・3 (略)

(国の無利子貸付け等)

第七条 (略)

2・6 (略)

7 第一項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第七条第一項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

8・13 (略)

14 第二十五条又は前条第三項の規定は、前二項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

(第二十九条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金の帰属)

第八条 第二十九条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九條の三第一項に規定する借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）

（空港法の特例等）

第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、及び同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、空港運営権者」とする。

2 空港法第十六条及び第三十二条の規定は、第九条第一項第三号の事業のうち航空旅客の取扱施設の運営等を行うものを含む特定空港運営事業を行う空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第二項において準用する第十六条の規定」と読み替えるものとする。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第三十二条第二項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十二条第二項において準用する空港法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）

※ 航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）による改正後のもの

（空港法の特例等）

第八条 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者、次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とし、同法第十二条第一項及び第

二項の規定は、適用しない。

2 空港法第十二條、第十三條、第三十二條及び第三十三條の規定は、国管理空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十二條第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第八條第二項において準用する第三十二條及び第十三條の規定」と読み替えるものとする。

(空港法の特例)

第十三條 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二條第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一條第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同法第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同法第四項及び同法第十三條中「空港管理者」とあり、同法第十四條第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二條第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同法第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第十二條第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第三十三條中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

第十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一〜八 (略)

九 第八條第二項において準用する空港法第三十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第八條第二項において準用する空港法第三十二條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

附 則

(共用空港特定運営事業に係る空港法の特例等)

第七條 (略)

2 空港法第十二條、第十三條、第三十二條及び第三十三條の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第十二條の見出し及び同法第一項から第三項までの規定中「空港供用規程」とあり、並びに同法第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同法第一項第一号中「空港」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二條第一項第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、同法第三号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第十三條の見出し及び同法第二項中「着陸料等」とあり、並びに同法第一項中「着陸料等（着陸料その他の滑走

路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第二項第二号及び同法第三十三条中「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第七条第二項において準用する第十二条及び第十三条の規定」と読み替えるものとする。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一（八）（略）

九 附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

（特定地方管理空港に係る空港法等の特例）

第十八条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号項及び次条において同じ。」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次定する指定空港機能施設事業者）」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）」、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定は、適用しない。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

附 則

（空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等）

第二百五十九条の五（略）

2（略）

3 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに關する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九条の三第五項及び第七項の規定の適用については、同条第五項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第七

項若しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（第二百五十九条の三第七項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第七条第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号中「ホ 附属諸費」とあるのは「ホ 附則第二百五十九条の五第四項から第六項まで又は第八項の規定による一般会計への繰入金」と、附則第二百五十九条の三第七項中「費用」とあるのは

「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。
4 空港整備勘定において空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6～8 （略）

○ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）

附 則

（特定地方管理空港に関する経過措置）

第三条 空港法第四条、第六条、第九条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定にかかわらず、同法第四条第一項第六号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。

(東京国際空港における緊急整備事業に関する経過措置)

第十条 附則第二条の規定による廃止前の東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法第二条の規定による告示は、新空港法第二十八条の規定による告示とみなす。

○ 航空法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十五号) (抄)

第二条 航空法の一部を次のように改正する。

(略)

第一条中「図ること等」を「図り、あわせて無人航空機の飛行における遵守事項等を定めてその飛行の安全の確保を図ること」に改める。

(略)

第三百三十二条の三中「第三百三十二条及び前条(第一項第一号から第四号までに係る部分を除く。)」を「第三百三十二条の八十五、第三百三十二条の八十六(第一項を除く。)及び第三百三十二条の八十七から第三百三十二条の八十九まで」に改め、第十章第二節中同条を第三百三十二条の九十二とする。

(略)

第十章第二節を同章第四節とする。

第十章第一節中第三百三十一条の十四を第三百三十二条の十二とし、同節の次に次の二節を加える。

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

四 第二条及び第三条並びに附則第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第十五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第七百七条第一項中「第三百三十一条の四、第三百三十一条の七、第三百三十二条、第三百三十二条の二第一項第五号から第十号まで」を「第三百三十二条の二、第三百三十二条の五、第三百三十二条の八十五、第三百三十二条の八十六（第一項を除く。）から第三百三十二条の八十九まで」に改め、同条第三項中「第六章」の下に「及び第十章」を加え、同条第四項中「限る。」の下に「、第三百三十二条の九十、第三百三十二条の九十一」を加える。

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（国有財産の分類及び種類）

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）第二条第二号の職員をいう。）の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

（処分等の制限）

第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。
258 （略）

（貸付料）

第二十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に納付させなければならない。ただし、数年分を前納させることを妨げない。

2 前項の場合において、当該財産を所管する各省各庁の長は、借受人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による貸付料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが貸付料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

（貸付契約の解除）

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五条 前条第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、会計検査院の審査に付することができる。
2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に関し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基づき、適当な措置をとらなければならない。

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）（抄）

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）による改正後のもの

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
 - 二 メタン
 - 三 一酸化二窒素
 - 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - 六 六ふつ化硫黄
 - 七 三ふつ化窒素
- 4 5 7（略）

（基本理念）

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二十五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
2～17 (略)

○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（抄）

※ 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）による改正後のもの
(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
3～5 (略)